

遊園地・テーマパークにおける 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月22日（令和2年6月19日改訂）
東日本遊園地協会、西日本遊園地協会、賛同企業

はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、遊園地・テーマパーク業界における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。また、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日。）においては、作成された感染拡大予防ガイドラインに沿って、各業界が実践していく必要があるとしているところである。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」（参照末尾）及び「緊急事態措置の維持及び緩和等について（令和2年5月4日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防対策を規定している。そのため、本ガイドラインは、感染をゼロにできるものではなく、感染リスクを低下させるためのものである。

遊園地・テーマパークを管理・運営する者（以下、「施設管理・運営者」という。以下同じ。）は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインを踏まえ、現場において試行錯誤をしながら、それぞれの周辺状況や施設様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むことが求められる。例えば、利用できる施設の定員に最初から戻すのではなく、定員を減らして再開し、集団感染が発生しない状況を確認しながら、定員を増やしていくように取り組む。

なお、本ガイドラインの内容は、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて見直し・改訂を行うものとする。また、本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症拡大予防が目的であるため、国において予防の必要がなくなったと判断された場合、若しくは新型インフルエンザ等対策特別措置法附則1条の2第1項及び同法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令に規定された、同法の規定を新型コロナウイルス感染症に適用する期間（現時点では令和3年1月31日までだが、延長・短縮された場合は当該延長または短縮された期間とする。）を満了した場合、本ガイドラインは廃止されるものとする。

1. 基本的感染対策

(1) 感染防止に向けた基本的な考え方

遊園地・テーマパークにおける、来場者と従業員の健康と安全を最優先事項として、新型コロナウイルスによる感染防止に向けて、①来場者と従業員を含む、遊園地・テーマパークに関わる全ての人の健康管理に留意すること、②衛生的な施設・設備を提供できるように清掃・消毒を強化実施すること、③身体的距離（社会的距離）（1m以上（できるだけ2mを目安に））確保することが望ましい。）と十分に換気された空気環境を確保するように運営すること、を基本原則とする。

(2) リスク評価

施設管理・運営者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、従業員や来場者等の動線や接触等を考慮した各施設の種類や特性を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、事業再開に伴って、施設が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理・運営への影響について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

(3) 入場制限/入場時の対応

- ① 3密（密集・密接・密閉）を回避するため、当面の間は収容人員の半分とするなど施設全体及び個別アトラクション等の利用人員の制限を行う（事前予約制度を実施する方法も検討する）。
- ② 入園時に来場者の検温を実施し、37.5℃以上の発熱や風邪症状等の不調がある場合は入園不可とする。
- ③ 入園後であっても、来場者から体調不良のお申し出があった場合はご退園いただくこととする。
- ④ 以下の場合、来場者の入園を不可とする旨の告知を行う。

※新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

（チケットの事前販売が可能なテーマパーク等）

チケットの事前販売を推奨し、当日の入場時の混雑緩和に努めることが望ましい。

(4) 身体的距離（社会的距離）の確保

- ① 来場者同士の身体的距離（社会的距離）を確保するため、待機場所には、少数组グループ（家族等）ごとに1m以上（できるだけ2mを目安に）空くように待機線等を設置する。
- ② 従業員は、1m以上（できるだけ2mを目安に）空けて接客及び業務を行う。ただし、アトラクションの身体保持装置の装着等、利用時の安全確認上接近が必要がある時は、マスクまたはフェイスシールドの着用に加え、できる限り距離を

空けて発声するなど、留意して業務を行う。

- ③ 接客の際は、いわゆるカスタマーサービスに若干不足することがあっても、来場者のご理解を得て、できる限り会話は少なく済むように調整する。(新しい接客スタイルとして、マスク越しであっても笑顔と目視、ジェスチャーなどを組み合わせ、放送や掲示などにより来場者のご理解を得る。)
- ④ ベンチ等は適度な利用制限を行い、できる限り上記距離を保つようとする。

(5) マスクまたはフェイスシールドの着用

来場者・従業員ともにマスクまたはフェイスシールド着用の励行を行う。特に、来場者に接する従業員はマスク着用を必須とする。ただし、エンターテイナーなど業務上マスクの着用が難しい場合は、来場者との距離を1m以上(できるだけ2m以上)空けること、及び大量の飛沫を伴う大声での会話や発声(マイク等で通常レベルの会話や発声を拡声する場合はこれに当てはまらない)をしないことを条件として、出演中のマスク着用を不要とすることも可能とする。また、熱中症対策のため、夏期の気温・湿度が高い時期において、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、来場者・従業員ともにマスクをはずす事も可能とする。

(6) 手洗いの励行

- ① 来場者・従業員ともに、まめに手洗い(30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う)または手指消毒(手指消毒液使用)を行うように、放送や掲示物で促す。
- ② まめに手洗い等が行えるよう、手洗い場に石けんの常備、手洗い場がない場所には手指消毒液の常備を行う。

(7) 消毒の実施

- ① 手洗いまたは手指消毒液を各施設出入口に設置し、施設利用時に消毒の励行を行う。
- ② 自動ドアやドアの開け放ち、自動水栓、使い捨て物品等により、他者との高頻度接触ができる限り減らす。
- ③ 手摺・券売機のボタン、ベンチ、ガイドブックスタンド、自動販売機等の高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒を実施する。

(8) 屋内施設(事務所等を含む)

- ① 屋内施設は、施設の状況に応じて、極力窓・扉の開放、空調機器を活用し換気に努める。
- ② ①が実施できない場合は、施設の休止、または在室制限(少数グループずつ等)を行い、3密の回避を図る。

(9) キヤッショレス化の推進

電子決済・セルフレジ等を導入し、現金の取り扱いやレジの混雑を防ぐように努

めること。

(10) 従業員（警備員・委託先等を含む）

- ① 従業員についても、上記基本的感染対策を行うことを前提とする。
- ② 出勤前に検温を行うこと。（37.5℃以上の発熱は勤務禁止）
- ③ 咳や発熱等の症状がある場合は、出勤せずに上長に報告し指示を仰ぐこととし、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は適切な受診等を指示すること。
- ④ 日ごろから手洗いの徹底と健康管理を促し、プライベートでも3密を避けるよう注意喚起を行う。
- ⑤ ユニフォームは適宜洗濯し清潔かつ衛生的な状態を維持する。
- ⑥ 感染防止対策として、握手やハイタッチなどの触れ合いは行わない。
- ⑦ 施設・管理運営者は、従業員の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ⑧ 従業員に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(11) ホームページ・場内アナウンスでの告知

- ① 上記感染症対策の基本的概要や、以下の内容を含む来場者へのお願い事項の抜粋をホームページに記載し、来場者のご理解を得ることに努める。
 - 発熱、体調が悪い方の来場自粛の呼びかけ
 - 以下に該当する方の来場自粛の呼びかけ
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
 - マスク持参の呼びかけ
 - 入場可能な人数を限定していること
 - 来場可能な地域の呼びかけ
 - 当日、購入可能なチケットの種類、価格
 - すでに告知している運営内容やイベント等からの変更点
 - 万が一感染が発覚した場合に、保健所等へ情報提供を行う可能性があること
- ② マスクの着用、身体的距離（社会的距離）の確保、咳エチケットの徹底、手洗いまたは手指消毒液の使用、体調不良時の従業員への声かけなどを、場内アナウンスで放送することが望ましい。

（海外からの来場者が多い施設）

主な対象言語による事前周知、アナウンスを行うことが望ましい。

(12) 集団感染の疑い並びに地域生活圏での感染拡大等への対応

- ① 集団感染が疑われるような場合においては、可能な限り保健所等の機関への情報提供などの協力に努めるとともに、その発生源や原因を踏まえた感染拡大防止に

関する必要な措置を講じるように努める。

- ② 感染時に重篤化する可能性の高い高齢者や持病のある方に対し、施設の利用に際してより慎重な対応を検討する。
- ③ 各都道府県の状況を鑑み、集客範囲を検討することが望ましい。

(入場者の情報を入手できる場合)

万が一感染が発覚した場合に備えて、個人情報の取扱に十分注意しながら、接触の恐れがある対象者へ適切に告知が行えるように努めるものとする。

(相対的にリスクの高い都道府県との間で人の移動が多数見込まれる場合)

各都道府県の状況に応じて適切な集客地域を定めて再開する。

(13) 保健所との関係

施設において感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、保健所との連絡体制を整えること。

2. アトラクション

(1) 屋外アトラクション・遊戯施設等

① ジェットコースター等搬器を伴うもの

- ・「1. 基本的感染対策」に則って営業・接客・運営・消毒を実施する。
- ・利用時に、来場者に手洗いや手指消毒液の使用を促す。
- ・来場者に対して、マスクの着用、及び大声での発声は控えるように促す。また、状況によっては、一列又は一席を空ける等の距離を確保する工夫をして着席する。
- ・身体保持装置などの高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。

② アスレチック・展望台・迷路等

- ・密にならないように人数制限を行う。
- ・利用時に、来場者に手洗いや手指消毒液の使用を促す。
- ・身体保持装置などの高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。

(2) 屋内アトラクション・遊戯施設等

① 屋内施設の3密・衛生対策の原則に則って営業・接客・消毒を行う。

② 利用時に、来場者に手洗いや手指消毒液の使用を促す。

③ ボールプール等、清拭清掃や消毒が難しいと判断した施設は、営業を見合わせる。営業する際、人が対面する場合（監視員やお化け役など）は、できる限り離れて実施する。

④ 「1. 基本的感染対策（8）屋内施設」同様、換気等を充分にできない施設は、施設の休止、または在室制限を行い、3密の回避を図る。

(屋内にライド系アトラクションがある場合)

来場者に対して、マスクの着用、及び大声での発声は控えるように促す。また、状況によっては、一列又は一席を空ける等の距離を確保する工夫をして着席する。

- (3) 自動遊具・アーケードゲーム・コインゲーム（以下のポイントに加えて、ゲームセンターのガイドラインも参照）

高頻度接触部位が認められる場所がある場合は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。

- (4) VRアトラクション等

原則として、VRゴーグルや3Dメガネ等を使用するアトラクションは営業を見合わせる。ただし、VRゴーグルや3Dメガネ等を使用の都度、洗浄剤等による清掃が適切に可能な場合は、営業可とする。

3. 入園口

- (1) チケット販売

① 窓口販売

- ・従業員及び購買者双方のマスクもしくはフェイスシールド着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等により購買者との間を遮断する等、工夫して飛沫防止に努める。
- ・キャッシュレスによる決済をできる限り推奨する。

② 券売機

- ・券売機がある場合は、券売機を主体で販売できるように努める。
- ・券売機もキャッシュレス対応が望ましい。
- ・ボタン部分など高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。
- ・ボタン部分など高頻度接触部位を触った後に、手指消毒できるように周辺に手指消毒液を設置することが望ましい。

- (2) チケットチェック

① 入園時

- ・「1. の基本的感染対策」を来場者に厳守していただくように促すとともに、検温等の適切な接客を行う。その際、可能な限り声は発せず、1m以上（できるだけ2mを目安に）の間隔をできるだけ保つ。
- ・パンフレットなどは極力手渡しせず、ラック等で取っていただく形とする。

② 退園時

- ・必要に応じて、笑顔で1m以上（できるだけ2mを目安に）の間隔を保って退園のお見送りを行う。
- ・無人の退園チェックを利用することも検討する。

4. 売店（以下のポイントに加えて、小売業界のガイドラインも参照）

（1） 店内状況

屋内施設と同程度の感染対策に適合できない場合は、営業を見合わせる。

（2） レジ

- ① 従業員及び購買者双方のマスクもしくはフェイスシールド着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等により購買者との間を遮断する等、工夫して飛沫防止に努める。
- ② キャッシュレスによる決済ができるだけ勧める。

（3） 店内

子供の体験コーナーや見本品での試し遊び、試食コーナーなどは行わない。

（4） ガチャガチャ等

- ① 取っ手部分など高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。
- ② 取っ手部分など高頻度接触部位を触った後に、手指消毒できるように周辺に手指消毒液を設置することが望ましい。

5. 飲食施設（以下のポイントに加えて、外食業界のガイドラインも参照）

（1） 共通事項

- ① 従業員及び購買者双方のマスクもしくはフェイスシールド着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等により購買者との間を遮断する等、工夫して飛沫防止に努める。
- ② キャッシュレスによる決済ができる限り推奨する。
- ③ 店舗内（入口や手洗い場所など）に手指消毒液を設置する。
- ④ 券売機等を利用の際は、特に注意して清掃または消毒を実施する。
- ⑤ 箸やスプーン、コップなどの容器類はできるだけ使い捨てを使用する。
- ⑥ 食器類は、食べ残しや水等の飛沫がなるべく飛び跳ねないように、注意して回収する。
- ⑦ テーブルの消毒、厨房の衛生管理、使い捨て手袋の都度使用など食品衛生管理で従来行っている管理（H A C C Pによる管理など）は徹底して実施する。
- ⑧ 店内（客席）は適切な換気設備の設置及び換気設備の点検を行い、徹底した換気を行う（窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇の使用など）
- ⑨ 真正面の配置を避け、席をずらすことや横並びに座ることを促すことなど工夫を行う。
- ⑩ 同居グループ、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障害者等が対面を希望する場合は、可能としてもよい。ただし、対人距離の確保（1 m以上（できるだけ2 mを目安に））のため、他グループとの相席は避ける。

（2） 屋内レストラン

屋内施設と同程度の感染対策に適合できない場合は、営業を見合わせる。営業する場合は、少數グループ（家族等）ごとの間隔が空けられるよう入場人員を定員に対して適切な割合で制限する。席は間隔をあけて配置し、移動しないよう促す。

(3) 屋外レストラン・キッチンカー・屋外軽食コーナー等

席が設けられている場合は、少數グループ（家族等）ごとの間隔が空けられるよう席は間隔をあけて配置し、移動しないよう促す。

(4) 食べ放題・ビュッフェスタイル

利用者の飛沫がかからないように食品・ドリンクを保護する（カバーを設置するまたは従業員があらかじめまたはその場で小分けする、客席と料理提供空間が近い場合には適度に仕切るアクリル板等の仕切りを設けるなど）。トング等は頻繁に消毒若しくは交換するか、または手袋の着用を促す。

6. プール・水遊び・雪遊び等

(1) ロッカー・シャワー等の屋内共用施設

- ① 屋内施設の3密・衛生対策の原則を守るとともに、少數グループ（家族等）ごとに1m以上（できるだけ2mを目安に）開けられるよう利用人数制限を行う。
- ② 高頻度接触部位は特に注意して定期的に清掃または消毒する。

(2) プール・水遊び・雪遊び等施設

- ① 「1. 基本的感染対策」に則り営業するが、プールなどのマスクまたはフェイスシールドの使用がそぐわない場所については、マスクまたはフェイスシールド無しでも使用可とする。ただし、屋内プールは密にならないように定員に対して適切な割合の利用制限や時間制限を行う。
- ② 高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。
- ③ 高頻度接触部位を触った後に、手指消毒できるように周辺に手指消毒液を設置することが望ましい。

7. イベント等

(1) 屋内の集客イベントは、対人距離（1m以上（できるだけ2mを目安））を確保するため、開園当初は収容定員の半分以下の参加人数にするなどの人数制限をかけつつ、「1. 基本的感染対策」及び「2. アトラクション（2）屋内アトラクション・遊戯施設等」に則り実施するが、これに適合できない場合は見合わせる。

(2) スタンプラリー等

時間やコースを工夫し、来場者が1か所に集中することを避けた運用を行うよう留意する。

(3) キャラクターショー等

- ① 「1. 基本的感染対策」に則り実施するが、これに適合できない場合は見合わせる。
- ② 特に3密の回避に留意し、グループごとに1m以上（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて来場者の配置をするなど、感染予防を徹底する。
- ③ 声援や大声を出させるようなことは行わないよう配慮する。

(4) 着ぐるみグリーティング等

着ぐるみが園内に出演する場合は着ぐるみと触れ合う、また来場者に触れるとのないよう留意する。

8. トイレ・手洗い・水飲み場・喫煙所等

(1) トイレ・手洗い

- ① 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ② トイレのふたが設置されている場合は、ふたを閉めて汚物を流すように表示する。
- ③ ハンドドライヤーは使用しない。
- ④ 清掃は通常通り丁寧に行う。

(2) 水飲み場

持ち手などの高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。

(3) 喫煙所・休憩所・救護室・授乳室

- ① 屋外であっても1m以上（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けるよう促し、席の間隔を空ける。
- ② 屋内は屋内施設の原則に則り、使用の可否を決定する。
- ③ テーブル・イス等の清掃または消毒を実施する。
- ④ 発熱や風邪の症状を発症した来場者は速やかに救護室に運ぶ。この際、ケガなど他の救護室を利用する来場者と可能な限り動線を分けることが望ましい。

9. レンタル品（ベビーカー・車いす等）

(1) 貸出後、速やかに高頻度接触部位の清掃または消毒を行う。

10. ゴミ回収

- (1) 回収者はマスクまたはフェイスシールド、使い捨て手袋を必ず着用し、手袋を脱いだ後は必ず、手洗いまたは手指消毒を行う。
- (2) 回収したゴミは、来場者が触らない場所に速やかに移動し、ごみ袋を管理する従業員はマスクまたはフェイスシールド、使い捨て手袋を必ず着用する。

以 上

賛同事業者一覧

○遊園地

(東日本遊園地協会)
遠鉄観光開発株式会社
空知リゾートシティ株式会社
相模湖リゾート株式会社
西武レクリエーション株式会社
泉陽興業株式会社
株式会社東京サマーランド
株式会社東京ドーム
東武レジャー企画株式会社
藤和那須リゾート株式会社
株式会社豊島園
株式会社花やしき
株式会社ピカ
株式会社常陸サンライズパーク
株式会社富士急ハイランド
藤田観光株式会社
株式会社むさしの村
株式会社横浜八景島
株式会社よみうりランド

○テーマパーク

株式会社オリエンタルランド
株式会社サンリオエンターテイメント
株式会社志摩スペイン村
ハウステンボス株式会社
合同会社ユー・エス・ジェイ

(五十音順)

(西日本遊園地協会)
株式会社アワーズ
グリーンランドリゾート株式会社
京阪電気鉄道株式会社
株式会社城島高原オペレーションズ
泉陽興業株式会社
長島観光開発株式会社
株式会社日本商事
西日本鉄道株式会社
株式会社名鉄インプレス
株式会社モビリティランド
株式会社レオマユニティー